

写 令和2年第1回臨時会

(2月10日招集)

町議会会議録

益城町議会

令和2年第1回益城町議会臨時会目次

○2月10日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	2
・諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 議案第1号 令和元年度益城町一般会計補正予算（第4号）	3
日程第4 議案第2号 工事請負契約の締結について	12
日程第5 議案第3号 物品の購入について	12
日程第6 議案第4号 公有財産の取得予定価格の変更について	15
日程第7 議案第5号 公有財産の取得予定価格の変更について	15
日程第8 議案第6号 公有財産の取得予定価格の変更について	15
日程第9 議案第7号 公有財産の取得予定価格の変更について	15
日程第10 議案第8号 公有財産の取得予定価格の変更について	15
日程第11 議案第9号 公有財産の取得予定価格の変更について	15
日程第12 議案第10号 公有財産の取得予定価格の変更について	15
日程第13 議案第11号 工事請負契約の変更について	23
日程第14 議案第12号 工事請負契約の変更について	23
日程第15 議案第13号 工事請負契約の変更について	23
日程第16 議案第14号 工事請負契約の変更について	23
日程第17 議案第15号 工事請負契約の変更について	23
閉会	29

2 月 10 日（月曜日）

令和2年2月第1回益城町議会臨時会会議録

1. 令和2年2月10日午前10時00分招集
2. 令和2年2月10日午前10時00分開会
3. 令和2年2月10日午後0時08分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 議案第1号 令和元年度益城町一般会計補正予算（第4号）
 - 日程第4 議案第2号 工事請負契約の締結について
 - 日程第5 議案第3号 物品の購入について
 - 日程第6 議案第4号 公有財産の取得予定価格の変更について
 - 日程第7 議案第5号 公有財産の取得予定価格の変更について
 - 日程第8 議案第6号 公有財産の取得予定価格の変更について
 - 日程第9 議案第7号 公有財産の取得予定価格の変更について
 - 日程第10 議案第8号 公有財産の取得予定価格の変更について
 - 日程第11 議案第9号 公有財産の取得予定価格の変更について
 - 日程第12 議案第10号 公有財産の取得予定価格の変更について
 - 日程第13 議案第11号 工事請負契約の変更について
 - 日程第14 議案第12号 工事請負契約の変更について
 - 日程第15 議案第13号 工事請負契約の変更について
 - 日程第16 議案第14号 工事請負契約の変更について
 - 日程第17 議案第15号 工事請負契約の変更について

7. 出席議員（18名）

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 榮正敏君
10番 中川公則君	11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君	14番 中村健二君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 坂田みはる君	18番 稲田忠則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 西 口 博 文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 村 博 則 君	副 町 長	向 井 康 彦 君
教 育 長	酒 井 博 範 君	政 策 審 議 監	河 野 秀 明 君
危 機 管 理 監	今 石 佳 太 君	土 木 審 議 監	持 田 浩 君
会 計 管 理 者	後 藤 奈 保 子 君	総 務 課 長	中 桐 智 昭 君
総 務 課 審 議 員	田 上 勝 志 君	危 機 管 理 課 長	富 永 清 徳 君
企 画 財 政 課 長	山 内 裕 文 君	税 務 課 長	深 江 健 一 君
住 民 保 険 課 長	坂 本 祐 二 君	福 祉 課 長	塘 田 仁 君
生 活 再 建 支 援 課 長	姫 野 幸 徳 君	こ ども 未 来 課 長	木 下 宗 徳 君
健 康 づ くり 推 進 課 長	松 永 昇 君	産 業 振 興 課 長	福 岡 廣 徳 君
都 市 建 設 課 長	村 上 康 幸 君	復 旧 事 業 課 長	増 田 充 浩 君
復 興 整 備 課 長	坂 本 忠 一 君	復 興 整 備 課 審 議 員	米 満 博 海 君
公 営 住 宅 課 長	河 内 正 明 君	学 校 教 育 課 長	金 原 雅 紀 君
生 涯 学 習 課 長	水 上 眞 一 君	下 水 道 課 長	荒 木 栄 一 君
水 道 課 長	森 本 光 博 君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第1回益城町議会臨時会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

議員定数18名、出席議員18名です。

これより、令和2年第1回益城町議会臨時会を開会いたします。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、8番甲斐康之議員、16番荒牧昭博議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3 議案第1号 令和元年度益城町一般会計補正予算（第4号）

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議案第1号「令和元年度益城町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。本日、ここに令和2年第1回益城町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日提案します案件は、令和元年度一般会計補正予算について、工事請負契約の締結について1件、物品の購入について1件、公有財産の取得予定価格の変更について7件、工事請負契約の変更について5件でございます。

議案第1号、一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ1億8,540万円増額しまして、歳入歳出総額471億8,761万6,000円とするものです。

歳入歳出予算では、ふるさと納税の増加に伴う諸経費及び畜産団地解体工事費などを増額補正、そのほか、地方債補正及び一時借入金の借り入れ最高額を増額補正しております。

補正予算の内容につきましては、企画財政課長に説明をさせますので、よろしく願います。

歳入歳出総額471億6,761万6,000円と訂正させていただきます。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） おはようございます。企画財政課の山内です。

議案第1号、令和元年度益城町一般会計補正予算について説明をさせていただきます。

予算書1ページをあけていただきたいと思います。

議案第1号、令和元年度益城町一般会計補正予算（第4号）です。第1条で、歳入歳出予算総額、歳入歳出それぞれ1億8,540万円を追加し、歳入歳出それぞれ471億6,761万6,000円としております。

第2条では地方債の補正、第3条で一時借入金の補正をしております。第3条、一時借入金につきましては、最高額に200億円を追加いたしまして、最高額を220億円としているというところなんです。一時借り入れにつきましては、災害公営住宅や道路の復旧関係、総合体育館、それから、宅地の復旧関係の費用でですね、相当支払い額が発生いたします。国庫支出金、起債等の収入状況等を見てですね、220億円というふうに限度額を引き上げているところです。この部分の借り入れにつきましては、できるだけですね、この金額よりも少なくなるような形で、県とはしっかり調整をしながらやっていきたいというふうに考えております。

続きまして4ページをお願いいたします。

第2表で地方債の補正です。

1、変更で、公共施設等適正管理推進事業債ということで、畜産団地の解体に伴う起債となっております。補正前が6,480万円で、補正後7,020万円、540万円の増額をしております。

次に7ページをお願いいたします。

歳入です。19款寄附金で、一般寄附金、ふるさと納税のほうを1億8,000万円の増額をしております。12月末で3億1,600万程度までですね、ふるさと納税の寄附が増えましたので、補正後3億3,000にですね、増額をさせていただいているというところです。

町債につきましては、農林債で、先ほどの畜産団地の起債という形になっております。

8ページをお願いいたします。

歳出です。

2款の総務費、4目の企画費のほうで、1億627万4,000円の増額になっておりまして、ふるさと納税関係の収入の増加に伴う謝礼品等になっております。8節報償費では謝礼品等で4,500万円、12節役務費のほうでは、通信運搬費、カードの決済処理の手数料など、委託料のほうでは、ふるさと納税業務の委託料で2,880万円。それから、14節では、システム利用料を2,230万円増額をさせていただいております。

次が6款の農林水産業費、畜産業費におきましては、600万円の増額で、畜産団地の解体工事の分を当初予算、6月の補正、それに続きまして、今回600万円の増額をさせていただいております。

次が12款の公債費です。利子で2,300万円の増額で、一時借入金の利子のほうをですね、2,300万円増額をさせてもらっております。こちらにつきましても、借り入れの額がですね、できるだけ少なくなり、利子の支払いもですね、できるだけ少なくなるような形で、今後県等のほうとも調整しながらやっていきたいというふうに考えてます。

それから、14款のほうで、予備費のほうで、5,012万6,000円の増額となっております。

議案第1号につきましては以上です。

○議長（稲田忠則君） 議案第1号の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

12番宮崎金次議員。

○12番（宮崎金次君） おはようございます。12番宮崎でございます。

私は、議案第1号、令和元年度益城町一般会計補正予算書の第4号の1ページ、第3条一時借入金の最高額200億円及び9ページ、12款公債費の一時借入金利息2,300万円について質問をします。

本借入金及び公債費については、これまでの説明で、その目的等は大体理解しておりますけれども、さらに、県のほうにちょっと確認しましたところ、この確認と言いますのは、予算での査定をされてるのに、支払いの段階で遅れるのを何で町が負担をするのだと、利息をですね。これについてちょっと確認したかったもんですから、これはあくまでも、補助金の一環じゃないかと、

こういうことで確認したかったんですけども、その県の担当者の言うには、補助金の支払いは手付金や概算払いなどにより、努めて年度内に支払うようにしているとのことで、支払いが遅れる場合は、書類に不備があったり、業者さんとの約束などにより遅れる場合があるとのことでございました。

そこで、質問なんですけど、今回の補正で計上された一時借入金の最高額200億円と公債費2,300万円について、現時点でもこの額が本当に必要なのか。必要であれば、その理由とその根拠、積み上げの根拠について教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 12番宮崎議員の1回目の質問にお答えさせていただきます。

支払いの根拠等についての説明をということだったかと思っております。支払いにつきましては、一応2月から5月までにですね、支払うものにつきまして、大体積み上げをしております。一番大きいのが、災害公営住宅の支払いでありまして、こちらのほうが159億円ぐらいあります。と、大規模滑動の宅地の復旧関係についてが約42億円ぐらい。それから、道路関係につきましても20億円。それから、総合体育館の支払いについてが18億円。あとは、都市防・小規模関係、それから、通常でいきますと、職員とか議員さん方の報酬関係とかですね、定例的なものあたりも含めまして、そういう額をトータルして、歳出の分、それから、入ってくる分が当然国庫支出金だったりというのも、早目に入ってくるもの、それから、年度出納整理期間にしか入ってこないものというのも当然ありますので、そういうものを見積もって、一応220億円というふうにしております。

一番大きい、この災害公営住宅の分につきましても、この議案作成時におきましては、担当課のほうで県との調整をやりながら、やっていったところではありますが、余り年度内に支払いができるというふうな回答まではいただいておりますので、この見積もりの中では、一応5月に420億円の収入が入ってくるというところで見積もりをしております。

宮崎議員がおっしゃるようになりますね、3月末で補助金等が入ってくるようになればですね、当然、220億の借入れも少なくなりますし、公債費のほうの2,300万のほうもですね、当然少なくなってくるというふうに考えておりますので、できるだけ、県としっかり調整しながらですね、早目の受け入れを行って借入れが少なくなるような取り組みをしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） おはようございます。公営住宅課の河内です。12番宮崎議員の1回目の御質問に、公営住宅課としての見解ということで意見を述べさせていただきます。

今回のですね、一時借入れにつきましては、災害公営住宅の支払いに係る金額が150億円余りということで、相当額を占めるということになります。これはですね、災害公営住宅の建設につきましても、業者さんに対して前払金も一切していない。中間払いもやってないということで、最後まで上がってから全てのお金を支払うということで、この年度末にですね、周知をするということになりますけども、今回のですね、補正予算の計上時には、補助金交付決定、もちろん交

付決定もおりていませんし、その前段である補助金の内定もいただけてないという状況でした。

これはですね、国のほうの災害公営住宅の熊本県の予算というのが、1月30日、先月の末です、予算委員会を通過したということで、その段階では、まだ、町のほうには何も、当然内定あたりも来てませんでしたので、そういったことで遅れて来ていたということが背景にはもちろんあるんですけども、そういった状況の中です、補助金の受け入れ時期というものは、やはり最悪の場合を想定して、5月ごろに最悪の場合なるのではないかとということで、今回の借入れをお願いしたということでございます。

ただ、先週ですね、先月末の国の予算の決定というものを受けて、補助金の内定というものがなされました。ただ、まだ公文書ではですね、いただけてない状況です、まだメールです、内定というものをいただいているような状況ですけども、今回ですね、補助金の内定があれば、速やかにですね、今後は補助金の交付申請、それから交付決定をいただければ、交付決定と同時に補助金の請求というものを、現在ですね、準備をしているというようなところでございます。

公営住宅の工事代金の支払いのピークというのはですね、やっぱり4月中旬ぐらいになるのかなというふうに思っておりますので、3月末か4月の第1週までにですね、補助金が入れば、今回の一時借入れの金額、これはですね、半分程度には圧縮できるのではないかとというふうに考えておりますので、そうできるようにですね、最大限の、今努力を払っているということで、御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、本日の議案の中です、今後の買い取り契約の変更というものを7議案提出をさせていただいております。御承認をいただければ、変更のない団地と今回変更出させていただいている団地、全ての買い取りの金額が確定をします、速やかに補助金交付の申請をやっていくという手続を考えておりますので、議員の皆様の御理解と御協力方をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 答弁ありがとうございました。私の質問は、現時点でもこの額が必要であるかというのが、私の質問でございました。今、山内財政課長のほうからも、企画財政課長のほうからも、いろいろその根拠というのを示していただきました。

それから、河内課長のほうからもですね、だいぶ進んで、状況が見えるところが出てきたと、この全体的には、当初見積もりほどはないだろうと、こういう話でございました。

で、私がですね、言いたいのは、要は、この補正予算、これを審議する段階で、いろいろ見えなかったやつが、途中でですね、具体化されてくる。見えてくる。そうしたならば、上げる議案は、なるべく最新の状態のを上げていただかないと、誤った方向にやってしまうということを、特にですね、お願いしているわけでありまして。

ですから、今回計上されている数字は、本議案の素案の段階から審議段階の数字で、その後、県等との関係部署とのやり取りの中で、数字も大きく変化をされると、こういうふうに思います。予算は、あくまでも、執行するための予算であって、心配だからだとか、不安だから等の理由で大きく積み上げると、予算そのものが大きくなり過ぎて、状況判断を狂わせてしまうことにもな

ります。この意味から、一時借入金の最高額200億円はともかくとして、公債費2,300万円については、これはなるべく正しい数字を書くべきではないかと思います。本当に必要な額まで落とすのか、もしくは今回は公債費を計上せず、借入金が発生したときは、予備費から充当する。こういう考え方もあると思いますけども、これについてはいかがでしょうか。お答えください。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 12番宮崎議員の2回目の御質問に答えさせていただきます。

公債費については、最新の数字に変えるべきではないかというような御質問だったかと思いません。議案としてはですね、1月末に作成をさせていただいて、2月4日の全員協議会のほうで説明をさせていただいて、本日を迎えているというような状況です。

1月末の議案作成時点においては、今見積もっている額がですね、最新の状況であったというふうに認識をしております。県との相談したり、交渉したりする中で、日々ですね、状況が変わっていくというのも、これは当然仕方がないことだと思いますので、そのいつ時点で作成したかというところの部分では、最新のものをお出ししているというような状況で考えております。

公債費の予備費の充用につきましても、予備費の充用だったり、流用につきましては、監査委員さん方からも、いろいろ御指摘をいただいているところでありますので、基本的には、補正予算でお出しをして、予算執行していくというのが、基本的な考えではなかろうかと思っておりますので、こういう臨時議会の中で提案する機会がありましたので、今回予備費充用ではなくて、予算のほうもですね、最高額の変更と合わせて計上はさせていただいているというところですよ。

公債費につきましても、当然、今、利率も0.6%ぐらいで見えております。こちらのほうも、できるだけ銀行さんのほうには、競争で見積もりを出していただいて、低くなるような利率に設定をしたいというふうに考えておりますので、御理解のほうをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 今のただいまの答弁で、今の補正予算の現行どおりいくと、こういうことでございました。私のほうはですね、執行部の皆さんが一生懸命頑張っておられるっていうのは、十分承知しておりますが、我々この議員、議会は、執行部をチェックするのがその任務、役割でございますので、あえて言わさせていただきますが、これまでも予算に計上された一部の数字がやや詰めが甘いような感じがしておりました。

ちなみに、昨年9月議会です。報告があった平成30年度の決算報告では、支出済額約300億円に対して、繰り越しは、これは別にしまして、不用額、これが約180億円となっていたと思います。使った金の半分以上が残ってしまう。もちろん、今、復旧復興の特別な経費、これが回ってきてますから、一概には、こう言えないところがございますけれども、我々がいつもですね、例えば3万円の買い物をするとき、予算は5万8,000円の予算を組んで、残りは1万8,000円、3万円使って。こういう買い物の計画になってしまってるわけですね。ですから、今回のも多分ですね、いろいろ市民の団体から、もし業者さんに迷惑をかけたら困るということで、配慮をされたんだろうとは思いますが、そういうことで、非常に使い方はですね、計画はですね、もう少し詰めていただければいいかなと、こういうふうに思います。

特に、わが町の財政、これは、今非常に厳しいものがございます。ですから、歳出は必ず歳入の裏づけ、つまり財源の裏づけが必要になってきますので、歳出を予算を立てる場合については、よくよく詰めて、それをなるべく絞り込んで立てないと、財政的な状況判断が誤ってしまいますので、今後そういうことがないように、来年度以降の予算もございますので、ぜひぜひよろしくお願ひしたいと思ひまして、私の質問は終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村でございます。おはようございます。

1点お聞きしたいということで、令和元年度益城町一般会計補正予算書（第4号）中、ページでいくと8ページになります。

歳出で、企画費で、一般財源で、1億627万4,000円計上されてますけども、これは、そのふるさと納税1億8,000万に対して、一般財源で1億627万4,000円を支払うということでしょうか。まず、お尋ねします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 7番吉村議員の1回目の質問にお答えさせていただきます。

議案第1号、一般会計補正予算書（第4号）中、ページが8ページになります。

2款の総務費4目企画費の1億627万4,000円の増額の補正になりますが、財源としては一般財源というふうになっておりますが、歳入のほうで1億8,000万のふるさと納税が収入がありますので、その収入で支払うという形で考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

今の説明によると、1億8,000万のふるさと納税に対して、1億627万4,000円の一般財源からの支出ってということでございますけども、ということであれば、1億8,000万円のふるさと納税に対して、1億627万4,000円ということは、こちらの手元に純粋に残るのは、7,373万円ぐらいなんです。ということは、大体この1億8,000万に対して59%が経費で落とされるということになるわけですから、これ、ちょっと大きすぎるんじゃないかと思うんです。ということは、これで削れるのは。謝礼金は、これは削れません。4,500万。ふるさと納税業務委託料2,880万、ふるさと納税、楽天のシステム利用料が2,230万円ということですので、この辺の使用料とか、そういった部分はもっと圧縮できないんじゃないかと思うんですけども、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 7番吉村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

1億8,000万の収入に対して、残が7,000万円ぐらいになるんで、経費をもう少し落とせないかというふうな御質問だったかと思ひます。確かに、今、この予算でいきますと、1億8,000万の収入に対して、1億600万円程度の支出で、残りがですね、半分もないというような状況になっております。今現在ですね、大体、ふるさと納税については、謝礼品、経費等含めてですね、寄附

の半分ぐらいに最終的にはですね、なるような形で今進んでいるというところです。この予算書につきましては、ちょっと若干歳出のほうがですね、大きくはなっておりますけども、決算の中では、大体半分ぐらいを今見ているという状況にあります。

本年度につきましては、そういう状況にあります。来年度につきましては、もう少し経費等をですね、抑えることができないかというところで、今検討しておりますし、今、委託業者側にも今相談をしながら、できるだけ抑えられるようにですね、今進めているところです。以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 今、企画財政課長から説明があったとおりでございますけども、ぜひ、この収入に対して59%の一般財源から出すということでございますので、圧縮できる部分はぜひ圧縮していただいて、全国からいただいた寄附金をですね、有効に使えるように努力していただきたいと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。ページの。一時借入金220億について、ちょっと。先ほど同僚議員から質問がありまして、その中の答弁の中でちょっとお伺いしたいことがありましたので質問いたします。

220億の中で、災害公営住宅の買い取り金のほうが159億ということだったと思いますが、これで、この中で、補助金として入ってくるのが120億ぐらい、75%が入ってくるということだったんですが、この残りの39億に対しては、あとはどのような取り扱いというとおかしいけど、どのような返済の仕方になるのか。これ、町債として39億は借り、また町債で借り入れて、こっちの一時借入金の返して、町債のほうにするのか。その辺、ちょっとお伺いします。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 公営住宅課長の河内です。14番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

災害公営住宅としての支払いが159億円ほどあると。国からいただける補助金が120億で、残額が39億円ほどあると。この残額については、町の持ち出し分ということになりますけども、補助残の分の負担ということになりますけども。これについては、起債ということで、国からの借入れをしていくということになります。起債についてはですね、例年、起債の入ってくる時期というのがですね、5月の末ということになってきますので、この町の持ち出し分については、先ほどありましたような一時借入れで対応して、その後起債が入ってくるというような流れになっていくということになるかと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） そのあれだと、いずれは町債として残ってくるということですけども、この159億というのは、これは買い取り分ですから、全ての災害公営住宅の工事費のかかった金額が159億ですよ。ということは、4分の3つくのは、これ、公営住宅の建物だけだったじゃないかと思うんですけど。これは全部外構から何から含んだ金額が159億なのか、建物だけが

159億なのか。その辺ちょっとお伺いします。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 14番中村議員の2回目の御質問にお答えをします。

159億円というのは、建物だけにかかる分の補助金なのかというお尋ねですけども、この金額というのはですね、当然建物をつくる前段での造成工事、それから、建物をつくって、あと最終的には外構工事、町内の舗装でありますとか、関連する道路の舗装、こういった外構工事まで全て含めたところでの金額ということで、それに対する補助がつきます。ただ、一部は駐車場等についてはですね、4分の3という補助率ではなくて、3分の1の補助であったりとか、あと2台目の駐車場については、これは補助対象から外れますよとか、細かな部分では、若干ですね、率が変わってくる部分もございますけれども、基本的には、もう全ての造成から建築から外構から全て含んだ金額での補助の対象と、4分の3の補助ということになります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 私の記憶では、建物だけという記憶だったんですが、造成工事とか、全部、全て含んで、全ての工事を大体75%、駐車場の一部が違うということですけども。ということであれば、これは159億の75%が約120億。119億幾らだと思いたすが。だから、120億よりも補助額は多くはならない。少なくはなってくるということになるんでしょうね。以上です。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 中村議員、3回目の御質問にお答えをします。

基本的にですね、さっきから言いますように、補助としては75%、4分の3の補助ということになりますけども、細かにいきますとですね、公営住宅をつくる際に、開発区域というのを設定します。で、開発区域の中には、うちの道路後退部分で、例えば3メートルセットバックして道路の補修をやると。ところが、やっぱり、現道と合わせますと、合わせて6メートルほどになると。で、残りのこっこの3メートル、もとの既存の3メートルについては、補助から外れますよと。ただ、整理するときにはですね、やっぱり、これ、一体的に整備をせにゃいかんということになりますので、そういった細かな部分でのですね、町の単独での持ち出しというのは、多少出てくるところがございます。そういった面も含めてですね、今は職員のほうは残業してですね、この補助金の交付申請に向けて日々業務をやっているというところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

11番野田祐士議員。

○11番（野田祐士君） おはようございます。11番野田です。

まず1点ですね。12款公債費の中の利子についてですけども、2,300万円についてですけども、これはまず、何月に借り入れて、何月に支払うという何カ月間の利子なのかというのをですね、済みませんけれども教えてください。

持ち出しについては、これ100%町の持ち出しかについて、もう一回確認させてください。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 11番野田議員の1回目の質問にお答えいたします。

議案第1号の、ページが9ページですね。公債費の2,300万円の増額の利子につきまして、借り入れの時期と期間、それから、2,300万については、町持ち出しかというふうな御質問だったかと思えます。借り入れの時期につきましては、3月の上旬、それから、一気に借りるわけではなくて、分けてですね、借り入れをするという形になるかと思えますので、3月の上旬の借り入れは3月中旬に借り入れをやって、期間としては、2カ月間の借り入れをした場合というところで、一応2,300万円のほうを見込んでおります。

それから、町の2,300万円につきましては、国からの支援とか、県からの支援というのはないというところで、一般財源での対応という形にしております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） ありがとうございます。2カ月間で2,300万ということですね、結構大変な、1カ月1,150万ですか。利子だけでですね、払うというのは大変なことだと思うので、なるべくですね、そういうことがないようにですね、少なくなるようにお願いしたいと思えます。

それと、先ほど同僚議員からの質問の中で、4分の3補助、濟いません、3分の2補助。

（「4分の3」と呼ぶ者あり）

4分の3補助、4分の1の起債ということだったんですけれども、先ほど、最初ですね、同僚議員の中でですね、県からの補助は3月末までに払いますよという中で、町の起債は5月まで延ばすと、これ、同時期にですね、まとめて精算させるというのは、考え方的にできないんじゃないか。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 11番野田議員の2回目の質問にお答えいたします。

借り入れの公債費については、できるだけ少なくなるようにとございましたので、できるだけですね、借り入れについては、少なくなるように取り扱いを行って公債費2,300万の支出ができるだけ少なくなるように努力をしていきたいというふうに考えております。

それから、起債の借り入れの時期でございますが、一応起債につきましては、事業が竣工した後には手続等をしていくような形になります。手続から大体50日前には、手続を終わっていないといけないという状況がありますので、どうしても、3月末に終わる場合には、5月末の借り入れでないと対応ができないという状況ですので、毎年ですね、3月の竣工については、だいたい5月末で対応しているという状況です。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、令和元年度益城町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第1号「令和元年度益城町一般会計補正予算(第4号)」は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 工事請負契約の締結について

○議長(稲田忠則君) 日程第4、議案第2号「工事請負契約の締結について」を議題とします。提案者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第2号、工事請負契約の締結につきまして御説明申し上げます。

益城中学校プール新築工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要でございますが、益城中学校プールの老朽化に伴う新築工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、プール槽が縦25メートル、横15メートルのFRP製で、躯体は鉄筋コンクリートづくり、附属棟が鉄筋コンクリートづくり、木下地カラーガルバリウム鋼板ぶきの平屋建てとなります。

契約金額は1億8,480万円で、契約の相手方は熊本県菊池市泗水町亀尾3588番地、株式会社吉安建設でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(稲田忠則君) 議案第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第2号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 物品の購入について

○議長(稲田忠則君) 日程第5、議案第3号「物品の購入について」を議題とします。提案者

の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第3号、物品の購入につきまして御説明申し上げます。

益城町総合体育館のトレーニング機器の購入につきましては、指名競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

益城町総合体育館のトレーニング機器につきましては、購入から約21年が経過しており、町民の皆様のトレーニング機器使用の安全性を考慮し、今回新しい総合体育館の供用開始に合わせて機器を購入するものでございます。

購入する機器は、ランニングマシンやウェイトトレーニングの機器など、計26種類となります。

契約金額は1,551万円で、契約の相手方は、熊本県菊池市隈府758番地1、有限会社田中スポーツ店でございます。

なお、こちらの予算に関しましては、昨年の12月議会におきまして、総合体育館備品整備事業として、限度額1億624万3,000円で債務負担行為補正を御承認いただいております。トレーニング機器は受注生産であり、発注から納期まで2カ月から3カ月の期間を要します。5月には、東京オリンピックバドミントン日本代表チームの強化合宿を受け入れる予定にしていますことから、今回議案を提出するものでございます。残りの備品につきましては、7月の開館に向け、3月議会などにおいて、議案を提出する予定で準備を進めております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。1点だけちょっとお伺いします。

この請負契約でですね、この最高額と最低額で、落札は最低額ですけども。これはもう最低額というのが、備品購入とかこういう分にはありませんので、これは仕方ないかと思いますが、余りにも差が。約半分ということで、一応見積もりとか契約書とかちゃんとあるんですね、見積もりなんてあるわけですが、ほかのところとこの見積もりあたりもどったかと思うんですけども、これ、これだけ安くできるということは、このメーカーか何かが、この用具のメーカーというか、機器のメーカーが違うんですかね。何でこれだけの差があると思われませんか。その辺ちょっと1点伺いたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上眞一君） 生涯学習課長の水上でございます。14番中村議員の御質問にお答えをいたします。

今回導入予定のトレーニング機器のメーカーは、ニシ・スポーツというところのメーカーでございまして、こちらは東京にありますナショナルトレーニングセンターや福井県営体育館などの公共施設をはじめ、大学や高校など教育機関にも多くの納入実績がございます。現在、国内ではですね、大手数社でスポーツ機器のシェアを競い合っているところでございまして、なぜ安くこう

落札できたのかということで、これはあくまでも推測ではございますが、そのメーカーの製品を広く普及させ、認知度、それから知名度をアップさせたいというのが一つあるのかなと思いついて、もう1点は落札業者の企業努力ではないかと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 余りにも、そこが何億というやつの1,000万ぐらいだったらいいんですけど、最高が2,700で、これは消費税込みですけどもね。最低が1,500と。この値段で1,000万も違うってなると、ニシ・スポーツは確かにこれはもうちゃんとしたメーカーですから、この品物には心配ないと思うんですが、企業努力でこれだけ下げたのかと。この指名業者、こう見てみるとですね、この中では、どちらかと言うと、一番小さいほうと言うか、それなのかなと思うんですけども、それがこれだけ努力してこれだけの値段を出されたということは、当町にとってはありがたいことだとは思いますが、あとのほう、心配するのはあとのメンテナンスとか、一応契約の中で1年以内にいろんなことがあれば弁償してもらおうというようなことになってますけど、契約書の中では。けども、このあとのメンテナンスとかですね、いろいろ点検とかがスムーズに行くのか、そういう陣容は、この田中スポーツ店さんにはいるのか、その辺を、県警あたりの竹刀あたりは結構納められているみたいですけどね。剣道の竹刀とかああいうのは納められてるみたいですけども。余りこんな大きな契約をされたことはないみたいな感じがするんですけど、その辺のあとのメンテナンスあたりは大丈夫なのか。その辺もちゃんと確認が取れているのかですね、お伺いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上眞一君） 生涯学習課長の水上です。14番中村議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

落札しました業者にはですね、物品の納品が完了してから1年間ですね、無償保証期間とし、受注者の責任としまして、故障、汚損、不良等不具合が生じた場合には速やかに交換するという事で、特記事項のほうにお願いしておりますので、間違いなくそれは履行されるものと信じております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号、物品の購入についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第3号「物品の購入について」は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩を行います。11時10分から再開します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第6 議案第4号 公有財産の取得予定価格の変更について

日程第7 議案第5号 公有財産の取得予定価格の変更について

日程第8 議案第6号 公有財産の取得予定価格の変更について

日程第9 議案第7号 公有財産の取得予定価格の変更について

日程第10 議案第8号 公有財産の取得予定価格の変更について

日程第11 議案第9号 公有財産の取得予定価格の変更について

日程第12 議案第10号 公有財産の取得予定価格の変更について

○議長（稲田忠則君） お諮りいたします。日程第6、議案第4号「公有財産の取得予定価格の変更について」から日程第12、議案第10号「公有財産の取得予定価格の変更について」までの7議案を一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、日程第6、議案第4号「公有財産の取得予定価格の変更について」から日程第12、議案第10号「公有財産の取得予定価格の変更について」までを一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第4号、公有財産の取得予定価格の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成30年第4回益城町議会定例会において議決いただきました議案第126号、広崎第2団地災害公営住宅の公有財産取得予定価格の変更を行うものでございます。

当初契約金額23億9,876万1,000円を20億3,990万8,320円に変更するもので、3億5,885万2,680円の減額となります。

当該公営住宅は、鉄筋コンクリートづくり、5階建て、2棟、戸数は78戸で、契約の相手方はUR都市再生機構です。

減額の理由の主なものとしましては、以下の2点です。

1点目は、UR都市再生機構との契約物件につきましては、全てUR自体が工事発注者となる

ため、建設工事費の8%を予備費として計上しております。これは、災害公営住宅建設は被災された方の生活再建のためには遅延できないことから、不測の事態にも迅速に対応できるよう計上しているものです。当該建設工事におきましては、大きな変更もなかったことから、予備費執行は少額であり、約1億4,200万円の減額となりました。

2点目は、業者選定を総合評価型プロポーザル方式で実施されておりますが、予定価格の約91%での落札となり、入札差金が約1億8,200万円となっております。

以上が減額の主な理由です。

議案第5号、公有財産の取得予定価格の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成30年第4回益城町議会定例会において議決いただきました議案第128号、馬水団地災害公営住宅の公有財産取得予定価格の変更を行うものでございます。

現契約金額36億7,417万800円を28億6,419万240円に変更するもので、8億998万560円の減額となります。

当該公営住宅は、鉄筋コンクリートづくり、5階建て、2棟、戸数は108戸で、契約の相手方はUR都市再生機構です。

減額理由の主なものとしまして、前議案同様、予備費の減額と入札差金です。

当該団地におきましては、落札率が約77%で、低入札にかかる率となり、入札差金が約6億5,700万と非常に大きな額となっております。

予備費につきましては、杭打ちの延長増及び早期完成のため、杭打機を九州管外から導入する運搬費などに使用のため、減額としましては、約1億1,000万円となっております。

以上が減額の主な理由です。

議案第6号、公有財産の取得予定価格の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成30年第4回益城町議会定例会において議決いただきました議案第129号、安永団地災害公営住宅の公有財産取得の取得予定価格の変更を行うものでございます。

現契約金額33億6,507万4,800円を29億4,512万9,760円に変更するもので、4億1,994万5,040円の減額となります。

当該公営住宅は、鉄筋コンクリートづくり、5階建て、2棟、戸数は93戸で、契約の相手方はUR都市再生機構です。

減額理由の主なものとしまして、前議案と同様で、以下の2点です。

1点目の建設工事予備費につきましては、杭打ちの延長増に一部使用のため、減額が約1億4,200万円となっております。

2点目は、業者選定を総合評価型一般競争入札方式で実施されておりますが、予定価格の約90%での落札であり、入札差金が約2億3,400万円となっております。

以上が減額の主な理由です。

議案第7号、公有財産の取得予定価格の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和元年第2回益城町議会定例会において議決いただきました議案第81号、島田団地災害公営住宅の公有財産取得の取得予定価格の変更を行うものでございます。

当該契約金額 7 億138万9,268円を 7 億3,603万9,592円に変更するもので、3,465万324円の増額となります。

当該公営住宅は、木造平屋建て、2戸1住宅、戸数は28戸で、買い取り契約の相手方は有限会社規工川工業で、建築施工者は新規建設株式会社です。

増額理由の主なものとしましては、別紙参考資料のとおり、建設地③の調整池に排水用のポンプ及び制御盤の設置、敷地北側を開発協議によりL型擁壁への変更、敷地①、②につきましても、近隣住民からの要望により、目隠しフェンスの設置などです。

以上が増額の主な理由です。

議案第8号、公有財産の取得予定価格の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成31年第1回益城町議会定例会において議決いただきました議案第28号、木山下辻団地災害公営住宅の公有財産取得の取得予定価格の変更を行うものでございます。

当初契約金額28億9,596万円を29億1,555万1,010円に変更するもので、1,959万1,010円の増額となります。

当該公営住宅は、鉄筋コンクリートづくり、5階建て、4棟、戸数は120戸で、買い取り契約の相手方は株式会社八千代コーポレーションで、建築施工者は光進建設株式会社です。

増額理由の主なものとしましては、工事用車両の通行に利用しました建設地東側町道の全面復旧及び西側里道の舗装延長の増、さらには、建設地中央の町道を地質調査しました結果、強度が不足していたため、路床の入れかえを施工したものです。

以上が増額の主な理由です。

議案第9号、公有財産の取得予定価格の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和元年第3回益城町議会臨時会において議決いただきました議案第96号、広崎第4団地災害公営住宅の公有財産取得の取得予定価格の変更を行うものでございます。

当初契約金額 2 億2,876万円を 2 億3,201万1,730円に変更するもので、325万1,730円の増額となります。

当該公営住宅は、軽量鉄骨づくり、2階建て、1棟、戸数は12戸で、買い取り契約の相手方は大和ハウス工業株式会社熊本支社です。

増額理由としましては、建設地が湧水による軟弱地盤のため、外周の擁壁施工に当たり、支持杭を深さ6メートルで31本打設したことによる増額です。

議案第10号、公有財産の取得予定価格の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和元年第3回益城町議会臨時会において議決いただきました議案第95号、福富団地災害公営住宅の公有財産取得の取得予定価格の変更を行うものでございます。

当初契約金額 5 億493万3,300円を 5 億831万3,600円に変更するもので、338万300円の増額となります。

当該公営住宅は、軽量鉄骨づくり、2階建て、2棟、戸数は24戸で、買い取り契約の相手方は大和ハウス工業株式会社熊本支社です。

増額の理由としましては、埋蔵文化財の調査結果を受けて、文化財保護のため、A棟の地盤高

を上げたことにより、スロープ及び階段を新設したことによる増額です。

以上、災害公営住宅に関する公有財産の取得予定価格の変更についての7議案について御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第4号から議案第10号までの7議案についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。議案第4号から議案第10号までの7議案について質疑はありませんか。

11番野田祐士議員。

○11番（野田祐士君） まず1点目ですけれども、11番野田です。

議案7号。議案7号の件で、これ、変更理由としてですね、L型擁壁、調整池のポンプ。住民からの要望ということであったんですけれども、これ、公営住宅等に関しては、住民要望をですね、取り入れていいのか。それをやって別に問題ないのかというのを一つお尋ねしたいと思います。

それとですね、次が議案第8号について、変更理由がですね、工事車両進入町道及び整備復旧事業の増加ということになっておりますけれども、この町道と里道の幅員を教えてください。以上です。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 公営住宅課長の河内です。11番野田議員の御質問にお答えをします。

まず、議案7号、島田団地の公営住宅の変更でございますけれども、幾つか変更理由のある中で、近隣住民からの要望によって目隠しフェンス等を設置したという部分で、住民からの要望を取り入れてもいいのかというお尋ねですけども、これにつきましてはですね、それぞれの団地でいろいろ近隣住民の方から御要望をいただいているという中で、当然それは無理だよと、もう当然それはできませんよという部分ももちろんございます。ただ、こういった目隠しフェンスをするとかですね、そういった部分については、お互いのプライバシーというような観点からですね、もともとメッシュフェンスだった分を目隠しフェンスに変更するとか、そういった部分で、可能であればですね、この要望を取り入れながら施工をやってきたというところでございます。

それから、2点目の議案第8号、下辻団地の買い取り契約の変更での町道、それから里道部分の最終的に補修をやりますけど、それぞれの幅員を教えてくださいということですけども。まず、町道部分ですね、東側の町道部分につきましては、現道がですね、大体約4メートルだというふうに認識しております。ただ、道路台帳をちょっと一部見ますとですね、区間的には、有効幅員的には4メートルを若干切るような3.78メートルというような部分もございます。

それから、里道の部分については、西側の里道部分につきましては、公営住宅の敷地に接する部分については、開発協議の中で、うちの敷地を一方後退にして、6メートルの幅員は確保せなんということで、敷地に接する部分については、6メートル確保しております。

それから、要望によって若干舗装を敷地から先までやってますけど、その部分については、現道での舗装をかけておりますので、その分については約4メートルほどだというふうに認識して

おります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。2回目の質問をさせていただきます。

住民要望をですね。取り入れることができるということで、大変ありがたいことだと思っておりますのでよかったですと思っております。

議案の今8号の部分なんですけども、この町道の部分と里道の部分で、里道の部分が一部は6メートルと、これ開発のほうに係る部分ということだと思えますけども、このですね、戸数が120戸増えるということで、今からですね、人も多くなるし、車も多くなるという部分で、これはやっぱり、道というもののですね、幅というのが重要になってくると思うんですけども、この里道について、この自衛隊の北側も含めてですね、実際6メートルにさせていただきたいと。そして、町道についても、現道が4メートルだから、それを5メートルに膨らましますよということであればですね、ここもですね、町道のほうもですね、ぜひ6メートルでですね、計画をさせていただきたいと。これはですね、住民からもですね、この道は多く通るので、ぜひ広くしていただきたいという要望も出ております。こういう要望をですね、ぜひですね、取り入れてですね、やっていただきたいと。もしですね、やれないということであればですね。これ、町単独でやらんといかんということでもありますけれども、その場合ですね、都市建設課になるんでしょうか。これ、工事が補助が終わって何年間はやれないとか、要するにさわれないですよ、とかいうのがあるかないかですね。実際は、6メートルにさせていただいたらですね、そういうことも考えないでいいと思うんですけども、これ、工事補助事業を終わらせてですね、すぐ広げようと思っできるものか、できないものかについても、ちょっとお答えしていただければと思います。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 野田議員、2回目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、西側の部分での里道の舗装の幅員ということでございますけども、議員御指摘のとおり、この災害公営住宅完成すればですね、この里道部分を利用される入居者の方も出てくるのではないかとというふうにももちろん考えてはおりますけども、この自衛隊の北側の部分についてはですね、この道路の底地の関係でですね、うちのほうも正直、自衛隊さんのほうとも協議をしに行った経緯もあるんですけども、なかなか底地の関係で、ここは扱うことが現状ではちょっと厳しいというのが現状でございます、今回の災害公営住宅の建設に当たってはですね、別添図で示していただいております、もともと底地が里道の部分をですね、予定よりも少し要望に応える形で舗装を長くしたというのが現状でございます。

それから、東側の町道部分については、ちょっと済いません。先ほどの私の説明がまずかった分もあったのかもしれませんが、基本的にはですね、今現状考えておりますのは、もともと生コン舗装でされた部分で現道があったわけですけども、その現道の幅員での、今度はアスファルト分ですね、復旧というものを予定をしております、この公営住宅に関連しての道路復旧に関して、今の原型よりもちょっと拡幅をするというようなことについては、今のところ設計

上はですね、入れておりません。

ただ、御指摘のとおりですね、何度か地域のほうの要望があるということで、拡幅というのはできないだろうかということで、先だつての協議会のほうでも御意見をいただいたところなんですけども、担当のですね、町道管理します都市建設課のほうとも、ちょっと協議をさせていただいたところなんですけども、今後もですね、引き続き検討させていただくということで、御回答させていただければと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 村上都市建設課長。

○都市建設課長（村上康幸君） 都市建設課長の村上でございます。ただいま、11番野田祐士議員の御質問、特に東側の町道につきましては、先日来、公営住宅課長より御要望があつてということはお伺いしております、先ほど公営住宅課長も申しましたように、今後改良等は検討をさせていただくということで御了解いただければと思います。

それと、西側の里道に関しまして、自衛隊送信所の特に北側の道路につきましては、ここはまだたしか、所有者関係がちょっと調査を行いますが、まだ自衛隊送信所の所有だったかと、たしか記憶しておりますので、その辺も調査を進めながら、今後検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

（「補助事業が終わった後、すぐ工事さわれんかというのも、ちょっと、いっちょお尋ねしとったですけど」と呼ぶ者あり）

そちらのほうは、舗装関係が補助で行うのかどうか、ちょっと私のほうも、その話し合いまでできておりませんでした。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 持田土木審議監。

○土木審議監（持田 浩君） 土木審議監の持田でございます。11番野田議員の御質問に対してお答えいたします。

現地がですね、舗装のやり直し、これは、重機等が通つたために舗装が傷んで、最後には化粧直しをするというのはよくあることで、今、補助事業のほうでそれが可能ということですので、そういう工事をやるということで認識をしております。

それを、例えば4メートルを6メートルに広げるという話になったときに、どのような方法でやるのかっていうのは、これからの検討になりますが、現道の4メートルをそのまま生かしながらですね、いずれかの方向に広げて6メートルにすると。つまり、今の4メートルのところをいじらずに、2メートルを路盤から改良するというのであれば、補助事業で施工した区間はさわりませんので、その分補助事業の効能というのは6メートルになっても担保されますから、あくまでも一般論ですけども、施工は可能ではないかと、そういうことで、施工の工法の検討次第でですね、どうしてもこの4メートルをいじらなければならないということであれば、多少制約は出てくると思いますが、そういった工夫次第で、補助事業終わった後でも、すぐ着手というのは、可能性があるのではないかと、そういうふうに思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 2回目の御回答ありがとうございました。

今回ですね、4メートルを5メートルに拡幅していただくというのはありがたいと思っておりますけども、気になっているのがですね、現道が4メートルで、それを1メートル拡幅することなんです。せつかくであればですね、もう1メートル、これ用地幅は取れていると思いますので、あと1メートルですね、拡幅6メートルにしておいていただきたいという要望であります。

今、4メートルを5メートルに拡幅した、審議監のほうからの御説明もあったようにですね、4メートルを4メートルで残りの2メートルをですね、後々やるということならよろしいんでしょうけれども、4メートルを5メートルに拡幅した場合ですね、残り1メートルをやらんとですね、やりにくいと、役場のですね、役場のと言うか、予算執行上もやりにくいという面も出てくると思いますので、これ、ぜひですね、120戸ができるわけですから、5メートルじゃなくてですね、6メートルということですね、これはお願いしてですね、ぜひ地元要望ということでですね、6メートルをお願いをしたいと思います。

それについてですね、用地についてはですね、以前検討もしてあると思いますので、大丈夫だと思いますので、要望として申しわけないですけども、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 野田議員、3回目の御要望ですけども、ちょっとお答えさせていただきます。

濟いませぬ。再三なんですけど、里道部分はですね、さっき言いましたように、うちが一方後退で、現道プラス一方後退で、敷地に接する部分は6メートルまで広げます、里道部分はですね。

あと、さっき4メートルを5メートルにするのであればというお尋ねは町道部分でのお話ですか。

濟いませぬ。先ほどから私の説明がちょっと不足をしていたのかもしれませんが、この東側の町道部分についてはですね、あくまで現道の幅員での復旧ということで、今のところは進めております。

さっき、持田土木審議監申し上げましたように、今の現道というのが、今の幅で復旧した際に、それぞれ東西に水路がありますので、そこが低くなっていますので、そこをちょっと突き上げるなりして、幅員を確保するというのはですね、後でも可能かとは思いますが。ただ、今、今回補助で現道をアスファルト舗装に復旧した際に、それを剥ぎ取ってすぐ改良をやるとなると、これは補助金の施工上。

（自席より発言する者あり）

はい。なりますので、拡幅部分だけを単独でやるということについては検討の余地があるのかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。採決は1議案ずつ行います。

まず、議案第4号、公有財産の取得予定価格の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第4号「公有財産の取得予定価格の変更について」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、公有財産の取得予定価格の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第5号「公有財産の取得予定価格の変更について」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、公有財産の取得予定価格の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第6号「公有財産の取得予定価格の変更について」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、公有財産の取得予定価格の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第7号「公有財産の取得予定価格の変更について」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、公有財産の取得予定価格の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第8号「公有財産の取得予定価格の変更について」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、公有財産の取得予定価格の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第9号「公有財産の取得予定価格の変更について」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、公有財産の取得予定価格の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第10号「公有財産の取得予定価格の変更について」は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 工事請負契約の変更について

日程第14 議案第12号 工事請負契約の変更について

日程第15 議案第13号 工事請負契約の変更について

日程第16 議案第14号 工事請負契約の変更について

日程第17 議案第15号 工事請負契約の変更について

○議長(稲田忠則君) お諮りいたします。日程第13、議案第11号「工事請負契約の変更について」から日程第17、議案第15号「工事請負契約の変更について」までの5議案を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。したがって、日程第13、議案第11号「工事請負契約の変更について」から日程第17、議案第15号「工事請負契約の変更について」までを一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第11号、工事請負契約の変更につきまして御説明申し上げます。

今回の変更は、平成30年第5回益城町議会臨時会において議決いただきました平成30年度災補第2号、益城町総合体育館災害復旧新築工事の請負金額の変更を行うものでございます。

契約金額38億4,966万円を39億3,992万2,700円に増額補正するもので、9,026万2,700円の増額となります。

変更の主な理由としましては、建物周りの外構工事の追加と本工事の内容の変更によるものです。

建物周りの外構工事に関しましては、本年5月、総合体育館において、東京オリンピックバドミントン日本代表チームの強化合宿会場として受け入れる予定にしておりますことから、工事の早期完成を図る必要が生じ、本工事の追加工事として施工するものです。

また、本工事の内容の変更に関しましては、原設計からの実施内容に変更が生じました。主な

内容としましては、新設受変電設備の設置場所の地中に、陸上競技場・テニスコートの電源ケーブルなどが埋設されているため、その敷設がえなどの追加工事の必要が生じたことによるものでございます。

議案第12号、工事請負契約の変更につきまして御説明申し上げます。

今回の変更は、令和元年第3回益城町議会臨時会において議決いただきました平成31年度教工復建第6号、益城中学校外構災害復旧工事の請負金額の変更を行うものでございます。

契約金額1億1,260万4,800円を1億3,057万9,900円に増額変更するもので、1,797万5,100円の増額となります。

変更の主な理由としましては、L型擁壁を設置するために掘削を行いましたところ、地盤が想定よりも軟弱でありましたことから、支持地盤を補強する必要が生じたことによるものでございます。

議案第13号、工事請負契約の変更につきまして御説明申し上げます。

今回の変更は、令和元年第3回益城町議会臨時会において議決いただきました第90号、大規模滑動防止事業（惣領1地区外）工事の請負金額の変更を行うものでございます。

契約金額2億7,478万円を2億2,747万7,820円に減額変更するもので、4,730万2,180円の減額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました惣領1地区外の宅地擁壁の復旧を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の主な理由としまして、当初コンクリートブロック積工で計画しておりました箇所におきまして、家屋などが近接しており、コンクリート積工での施工が困難なことから、鉄筋挿入工へ変更する必要が生じたこと、また、擁壁復旧対象の地権者より、工事が不要との申し出などがありましたため、減工するものでございます。

議案第14号、工事請負契約の変更につきまして御説明申し上げます。

今回の変更は、平成31年第1回益城町議会定例会におきまして議決いただきました第30号、大規模滑動防止事業（堂園地区）工事の請負金額の変更を行うものでございます。

契約金額2億170万800円を2億2,639万7,196円に増額変更するもので、2,469万6,396円の増額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました堂園地区の宅地擁壁の復旧を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の主な理由としまして、当初、土工につきましては、標準機械で積算しておりましたが、現場条件に合わせ、小規模土工へ変更する必要が生じたこと、また、コンクリートブロック積工で計画しておりました箇所におきまして、現地に支障となる構造物があり、コンクリートブロック積工での再構築が困難なため、鉄筋挿入工へ変更する必要が生じたことによるものでございます。

議案第15号、工事請負契約の変更につきまして御説明申し上げます。

今回の変更は、令和元年第2回益城町議会定例会において議決いただきました第77号、大規模

滑動防止事業（安永・馬水1地区外）工事の請負金額の変更を行うものでございます。

契約金額4億2,790万円を5億6,751万7,354円に増額変更するもので、1億3,961万7,354円の増額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました安永・馬水1地区外の宅地擁壁の復旧を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の主な理由としまして、当初、土工につきましては、標準機械で積算しておりましたが、現場条件に合わせ、小規模土工へ変更する必要が生じたこと、また、コンクリートブロック積工で計画しておりました箇所におきまして、家屋が近接しており、コンクリートブロック積工での施工が困難なことから、鉄筋挿入工へ変更する必要が生じたことによるものでございます。

以上、工事請負契約の変更についての5議案につきまして御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第11号から議案第15号までの5議案についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。議案第11号から議案第15号までの5議案について質疑はありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。議案第11号と13号について質問いたします。

まず、議案第11号ですが、これ、この変更は、12月の議会で1億4,000万ぐらいの補正が含まれています。その中の分だと思いますが、これですね、やっぱり発注するときには、基本設計、実施設計、それで発注すると。入札の際は、それをもとに積算をして、業者が入札して、それで落札に至るわけですが、これ、ちょっと、実施内容の変更ということで、若干の説明はありましたが、これ、もとの実施設計から建設工事の施工、建築工事の施工、電気工事の施工、機械工事の施工、これ、原設計からの変更となっておりますが、どうしてこういう事態が起きたのか。大体、もともとその実績に基づいて、もう少し早目にこういうのは最初からわかっただったことなのか。その辺をちょっと、これ、実施設計の段階でもうちょっと変更がきかなかったのか、その辺をちょっとお伺いします。

それから、13号についてはですね、これ、減額になってます。で、減額変更の理由のところですね、変更って言うか、これも発注する前には事前調査で全部調べてるはずですけど、そのときに、この工事を辞退されるというか、もううちはせんでよかというようなことを言われただったのか。その辺がですね、ここに来て、その工事辞退があったからということで減額になっていると。まあまあ、それはもう減額だからいいですけども。

それともう一つは、この上の、当初コンクリートブロック積みから鉄筋挿入工へっていうふうになっているのは、これは、全部ほかのところは、これは増額の理由のごた感じだけど、減額の理由にはこれはならんのかなと、工事変更は。というのは、最初受注するとき受注したならば、そのときに資材というのは、全部確保しとくはずですから、それで、こういう変更があると、工法の変更があると、全てほかのやつは全部増額になってきてるはずですけども。その辺がちょっと、はっきりわからんのが。まずは、これは事前調査のときに、この辞退っていうか、辞退のお

申し出はそんなときになかったのか、ちょっとお伺いします。今の2点です。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 14番中村議員の1回目の御質問にお答えします。

議案第11号、益城町総合体育館災害復旧新築工事、こちらのほう、今、なぜ増額かというお話かと思えます。こちらにつきましてはですね、主な変更理由としまして、建築工事のほうにつきましては、この前、全員協議会のほうで、簡単に御説明させていただきましたけども、バスケットゴールですけども、これをメインアリーナ、移動するわけなんですけども、もともとのその体育館というのは、そのコートを置くところだけぐらいしか補強してごさいませんでした。今回、メインアリーナと真ん中を移動したいとか、そういう形にできますので、その辺の補強工事をさせていただくということで、それからですね、あとありますのは、こちらのですね、電気工事関係になりますけども、もう一つは、受変電設備ですね。こちらが災害被災しておりまして、それから、陸上競技場とかですね、そちらのほうにナイター設備のほうに、電気工事が入っていらっしゃりたけども、災害査定ですね、そのあたりの地震後でということで、資料も見つからなかったということで、その辺が新たに、工事をやりだしてわかったということでございまして。

それから、機械設備関係につきましては、先ほど申しましたけども、メインアリーナの底、床面の補強に合わせまして、空調ダクトの変更が生じてまいりました。このあたりの関係で増額をさせていただいたところです。

それから、もう1点、13号の大規模滑動防止事業（惣領1地区外）、こちらが減額になっているけども、お尋ねのは減額がなぜ今わかったということと、ブロック積みから鉄筋挿入工ということでは、増額になるのではないかというお話だったと思えます。

減額と言いますか、実態につきましてはですね、実際、工事発注して説明会をやったり、現場に入る前に地権者の方とお話をして、今後こういう形で復旧をいたしますということを申し上げておりますが、その中で、あとの利用とかですね、すでに基金を投じてですね、やっておられる方も既に自分でやってる方もあったということで、やらないということで、みずからもう自分してもらわなくてもいいというような方もおられたようでございまして。

それから、ブロック積みから鉄筋挿入工というのは増額になるのではないかということですけども、こちらのほうですけど、今回の契約の全体の中の増額分というのだけをクローズアップすれば、今申しました復旧箇所が1件なったということでございまして、ほかに増額要素であったんですけども、工事の変更箇所があったということで今回入れさせていただいたところがございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 11号についてはですね、これは不測の事態じゃないけど、そういうことだったのかと思えますけども。まあですね、それと、これですね。これについて、こういう建築工事、電気設備工事、機械設備工事の変更は、これはもう、補助金の対象のうちに入るのかですね。増額分はもう別なのか。外のアスファルト舗装とか、こういうやつはもう外構工事については、単費ということでお話聞いているんですけども、中の変更についても、かなりここは補助率は

99.5%ぐらいだったと思うんですが、かなりいい補助なんです、この変更部分については、どうなるのか。その辺ちょっともう1点お願いします。

それから、この減額についてはですね、この辞退された方というのが、そういう説明会、そういうのもあったことだけでも、そのときにどうだったのか。そこを抜いて、そこまで入れて結局、落札して仕事をされようわけですけども、かなりこの2億7,400万の中で、4,700万減額というのはかなり大きいですね、この辺は業者あたりは、もう資材あたりは、当然最初受注したときに計画して仕入れるように、仕入れるというとおかしいけど、準備しとったと思うんですが、この辺について業者との話し合いはちゃんとできてるのか。後でトラブルになるようなことはないのか。その辺をもう1回お願いします。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 14番中村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、1点が11号ですね、こちらの今回増額分は補助なのかどうなのかという御質問だと思います。こちらのほうは、県的にはもう起債事業という形になります。起債対象事業でございます。

それから、13号の減額変更については、業者さんと話がついてるのかということでございますけども、一応、議案上げる前にですね、これくらいになりますという形で、業者さんのほうにはですね、申し上げているところではございます。以上でございます。

（「業者には了解してもらって」と呼ぶ者あり）

はい、以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

12番宮崎金次議員。

○12番（宮崎金次君） 12番宮崎です。もう時間が押しておりますので、簡潔に質問させていただきます。

議案第11号、工事請負契約の変更、つまり益城町総合体育館の契約変更が今回9,000万円の追加になっております。この中で、オリンピックに参加するであろうバドミントンの合宿、これは名誉なことですね。うちの町の体育館を使っただけということでございますが、その関連のために、今回追加の経費がなされたというように先ほど町長から伺いましたが、この9,000万円のうち、どれぐらいがこの追加予算になっているのか、その充てるために。それから、その経費は結局町が払うのか、国や県が払うのか。もしくは連盟が払ってくれるのか。この区分について教えていただきたいと思っております。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員の御質問にお答えします。これについては、外構工事あたりが前倒しでやるということで、これについて、本来、7月に間に合わせてということでやる予定だったんですが、5月に来られるということで、やるということで、その前に、まず大体1日3,000人とか、そういった方たちが益城に来られる予定にもしてあるようですので、やっぱりここは外構ができてないということは、非常に危険ということもありますので、これは前倒しということでやらせていただくということで、これについてオリンピックからの補助というのはあり

ませんので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 今町長からお答えいただきました。本来、やらなきやいかんやつを前詰めにやるというようなお話でございますけども、多分この種の類がですね、非常に名誉なことなんですけども、いろいろ町出てくると思うんですよね。そのときどういうふうにするか、その経費をですね、補っていくか。皆さんが集まる。向こうから多分、合宿の謝礼金で補えば、それはそれでいいと思うんですけども、それ以外にやったらやっぱり、よくよく町民に説明して、これやっていかないと、いいところだけ、あとはですね、借金だけ残ったと、こういう話になると思いますのでよろしくその点をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員の2回目の御質問、要望ということで、当然、運営とか体育館当たりの運営、マットを敷いたりとかですね、これ、県のバドミントン協会であつたりとか、日本バドミントン協会あたりに打ち合わせをやりながらということをやりたいと。ただ、逆に、この体育館を使って、ネーミングライツも今出しているところなんですけど、イメージアップもちょっと図って行って、やっぱりその体育館の付加価値も上げていかなければということもありますので、しっかりまたその辺については対応したい。それと、いろんな協会の方とか、またいろんな商工会、空港あたりでも益城の物産、特産物を売れないかとかですね、そこあたりも、いろんな方たちとまたお話をしながら、ここを契機にまた町のにぎわいづくりにもつなげていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。採決は1議案ずつ行います。

まず、議案第11号、工事請負契約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第11号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、工事請負契約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第12号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、工事請負契約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第13号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、工事請負契約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第14号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、工事請負契約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第15号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に提案されました案件は議了されました。御協力をいただき、まことにありがとうございました。

これで令和2年第1回益城町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後0時08分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員